

1 豊橋市廃棄物総合計画の策定について

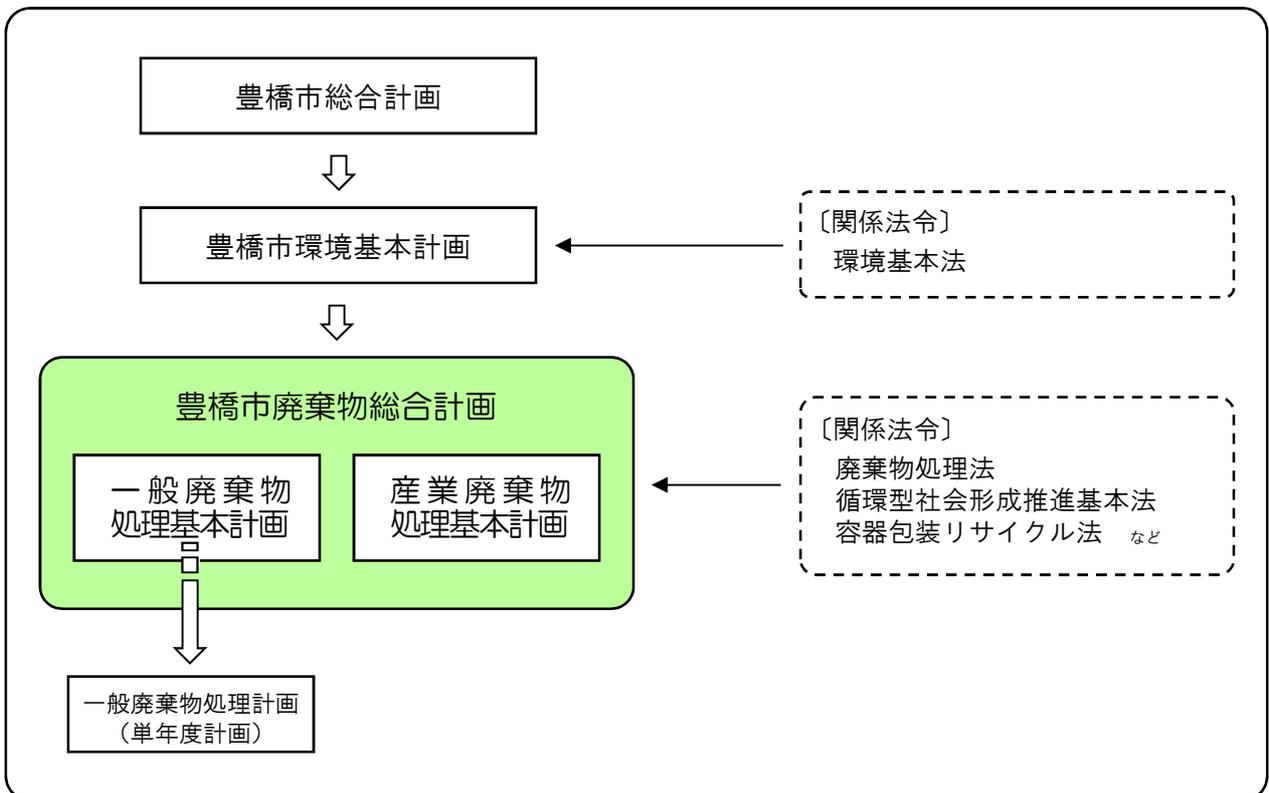
(1) 計画策定の趣旨

本市では、廃棄物処理に関する施策の全体を総合的に推進するため、一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った一般廃棄物処理基本計画と、産業廃棄物処理に係る長期的視点に立った産業廃棄物処理基本計画とを統合した、豊橋市廃棄物総合計画（以下「現行計画」という。）を平成23年3月に策定し、廃棄物処理における本市の基本理念や基本方針を掲げ、その実現に向けた達成すべき目標や施策を定め、取り組んできました。その後、廃棄物処理を取り巻く情勢の変化を踏まえ、平成28年3月に計画の改訂を行い、更なる推進を進めてきました。

こうした中、目標年度である令和2年度を迎えることから、国内外を含めた本市を取り巻く情勢の変化を踏まえて、本市の廃棄物政策の現状と課題を整理し、新たな豊橋市廃棄物総合計画を策定します。

(2) 計画の位置付け

豊橋市廃棄物総合計画は本市の総合的なまちづくりの基本方針を示す豊橋市総合計画や環境行政における上位計画である豊橋市環境基本計画の趣旨に沿うとともに、関係法令や、国及び県の各種計画とも整合を図ることにより、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を合わせた廃棄物全般に関する総合的な方向性を示す計画として位置づけます。



2 現行計画の進捗状況について

現行の豊橋市廃棄物総合計画について、目標の達成に向けた実際の取り組み状況や課題を整理するとともに、目標の達成状況を踏まえた評価を加えた現行計画の進捗状況を、一般廃棄物処理基本計画と産業廃棄物処理基本計画に分けて、それぞれまとめ、以降に示します。

一般廃棄物処理基本計画

基本方針	I. ごみの発生・排出抑制	III. 環境負荷の少ない廃棄物処理
	II. リサイクルの推進	IV. 適正な水処理の推進

▼目標（I及びIIIの基準年は平成21年度）

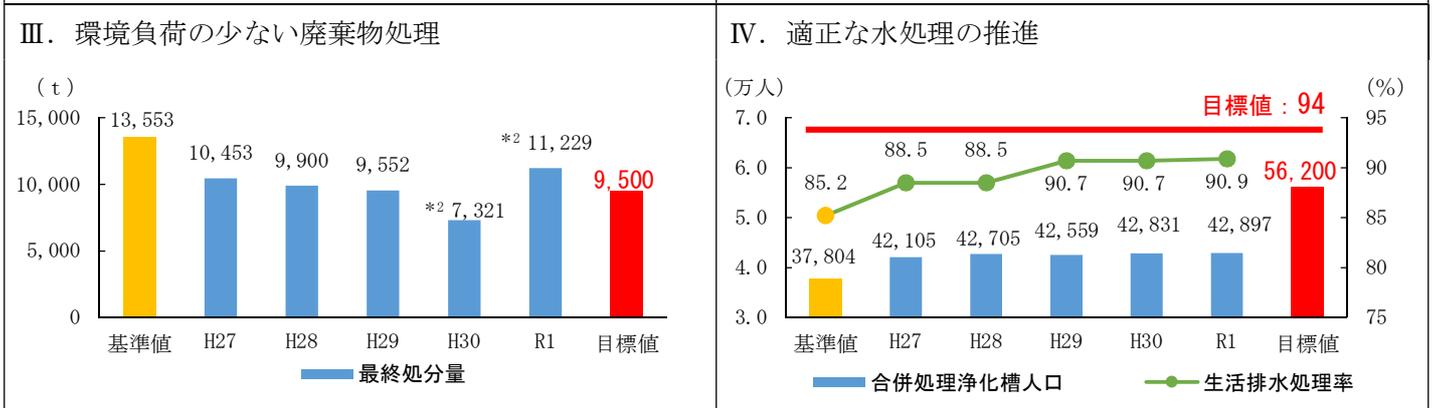
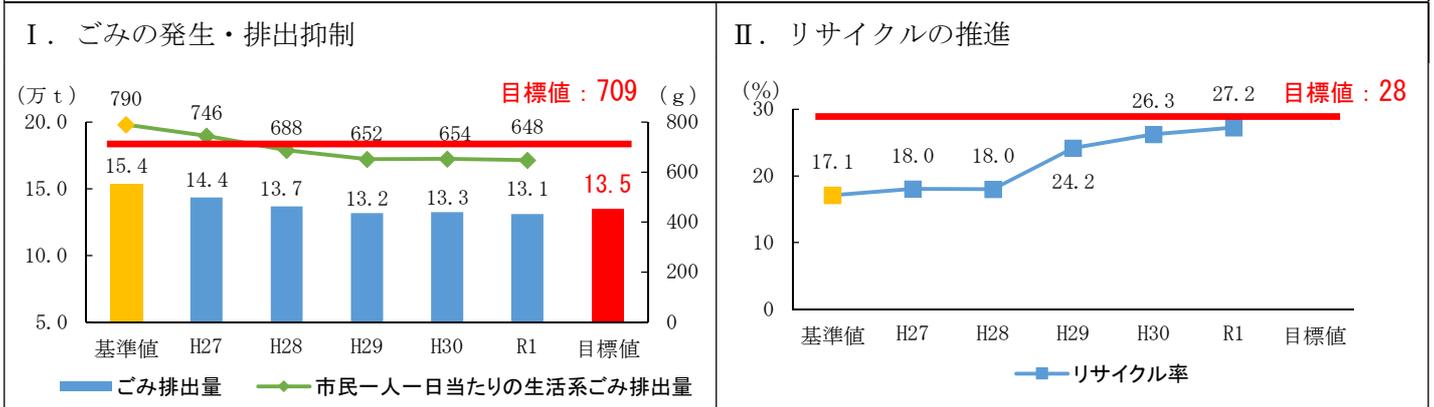
I. ごみ排出量（生活系ごみ* ¹ 及び事業系ごみ）を12%削減 ⇒市民1人1日当たりの生活系ごみ* ¹ 排出量を10%削減	III. 最終処分量を30%削減
II. ごみのリサイクル率を28%に引き上げ	IV. 生活排水処理率を94%に引き上げ ⇒合併処理浄化槽人口を56,200人に引き上げ

取組の目標	基準値 (H21)	H27	H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)	進捗 状況
ごみ排出量 [t]	153,893	143,524	136,778	131,646	132,540	130,930	135,000	◎
市民1人1日当たりの 生活系ごみ* ¹ 排出量 [g]	790	746	688	652	654	648	709	◎
リサイクル率 [%]	17.1	18.0	18.0	24.2	26.3	27.2	28	○
最終処分量 [t]	13,553	11,084	9,900	9,552	* ² 7,321	* ² 11,229	9,500	○
生活排水処理率 [%]	85.2	88.5	88.5	90.7	90.7	90.9	94	△
合併処理浄化槽人口 [人]	37,804	42,105	42,705	42,559	42,831	42,897	56,200	△

*1 用語の定義を国に合わせるため見直し。廃棄物総合計画本編の「家庭系ごみ」と同義であり、考え方も同様である。

*2 資源化センター焼却施設 1号焼却炉の故障に伴う、もやごみの仮埋立による影響を含む。

(◎：順調に進んでいる ○：概ね順調に進んでいる △：あまり順調に進んでいない)



▼目標の進捗状況の評価

ごみの排出量は目標を上回る発生・排出抑制が進み、また、最終処分量は資源化センター故障によるもやごみの仮埋立の影響があるものの、概ね目標に達するなど、順調に進みました。
さらに、リサイクル率は目標まであとわずかと、概ね順調に進みました。
しかし、生活排水処理率と合併処理浄化槽人口は目標に遠く、順調に進んでいるとは言えません。

取組の目標の達成状況や具体的な取組の実施状況等から総合的に判断して評価 (A：成果が上がった B：概ね成果が上がった C：あまり成果が上がらなかった D：成果が上がらなかった)	B
---	---

▼現行計画の取組状況

I. ごみの発生・排出抑制

- 家庭から出るもやすごみや生ごみの展開調査による食品ロスの排出実態の把握や食品ロス削減を呼びかけるチラシの配布など、食品ロス削減に重点を置いた啓発に取り組みました。
- 広報やホームページ、ラジオ等による情報発信、啓発チラシの配布、イベントなどへのブース出展、家庭ごみガイドブックの改訂と配布、スマートフォン向けアプリの提供と活用、地域説明会・訪問講座・施設見学会・体験イベントの実施、530運動の推進に取り組みました。
- 自治会から推薦を受けた者の豊橋市清掃指導員への委嘱による地域との連携や、小売店等との協定などによる事業者との連携に取り組みました。
- 事業系ごみの、一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書の提出を通じた意識づけ、排出事業者向け講習会の実施、事業系ごみガイドブックの作成・配布、搬入検査に取り組みました。
- 事業系ごみの処理手数料改訂による、ごみ処理手数料の適正化に取り組みました。(事業系生ごみを除く)
- 世界的な問題となっている海洋プラごみ対策に関連した「とよはしプラ530宣言」の発表や環境省のプラスチック・スマートキャンペーンに合わせた街頭啓発など、プラごみに重点を置いた啓発に取り組みました。

II. リサイクルの推進

- もやすごみとしてきた厨芥類(生ごみ)を分別・リサイクルする、生ごみ分別収集に取り組みました。
- 地域資源回収への奨励金の交付や、表彰制度の導入、古紙回収ボックスの貸出など、地域資源回収の活性化による、古紙のリサイクルの推進に取り組みました。
- プラマークごみ、びん、金属などの選別やスラグ、剪定枝チップによるリサイクルに取り組みました。
- 広報やホームページ、ラジオ等による情報発信、啓発チラシの配布、雑がみ分別おとし紙袋の配布、家庭ごみガイドブックの改訂と配布、スマートフォン向けアプリの提供と活用、地域説明会・訪問講座・施設見学会・雑がみと啓発品の交換イベントの実施に取り組みました。

III. 環境負荷の少ない廃棄物処理

- 適正な分別排出の徹底を目的とした、指定ごみ袋制度の導入や、クリーンカレンダー・家庭ごみガイドブックの作成・配布、転入者への指定ごみ袋の試供配布に取り組みました。
- 事業系ごみの適正処理を目的とした、排出事業者向け講習会の実施、事業系ごみガイドブックの作成・配布、搬入検査、不法投棄パトロールに取り組みました。
- 資源化センターでのサーマルリサイクルや最終処分場周辺環境の環境美化に取り組みました。
- 豊橋田原ごみ処理広域化計画に基づき、広域ごみ処理施設整備の推進に取り組みました。

IV. 適正な水処理の推進

- 単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽への転換による水環境への負荷軽減を目的とした、補助金の交付に取り組みました。

▼次期計画に向けた主な課題

広報やチラシ、訪問講座、イベントなどの地道な啓発活動取り組みにより、ごみの発生・排出抑制やリサイクルの推進など、本市の廃棄物行政の方針に基づく目標達成に向け、少しずつ進捗していましたが、指定ごみ袋制度・生ごみ分別の導入、ごみ処理非常事態宣言発令という大きな転換点をきっかけとした、市民意識の高まりによる急激な進捗により、目標値を上回る達成が図られた取り組みがある一方、未だ達成には至らないものもあります。

現計画の進捗や、変化する社会情勢を踏まえ、ごみ減量・リサイクルの更なる推進に向けて次のような施策に継続的に取り組む必要があります。

- ・530運動の更なる普及に向けた取り組みの推進
- ・外国人や自治会未加入世帯などの受け手の特徴や市民ニーズに合う、内容や発信ツールを工夫した、効果的な情報発信の推進や、切れ目ない環境教育の推進
- ・古紙の持ち出し機会の充実など、資源の分別・リサイクルに市民が取り組みやすくなる仕組みづくりの推進
- ・使い捨てプラスチックの発生抑制や食品ロスの削減に向けた取り組みの推進
- ・事業系ごみの適正処理と、発生抑制・再資源化の徹底に向けた取り組みの推進
- ・高齢者等へのごみ出し支援など、高齢社会の深刻化に対応する、福祉的要素を含んだごみ処理の推進
- ・地域資源回収の活性化や、地域活動の「やりがい創出」などによる地域との連携の推進
- ・小売店の店頭回収や、事業者団体の回収・リサイクルなど、事業者による自主的な取り組みとの連携の推進
- ・ごみ処理の広域化や施設の老朽化に合わせた、効率的で、環境負荷の少ないごみ処理施設の整備の推進
- ・単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽への転換を促進する取り組みの推進

産業廃棄物処理基本計画

基本方針	I 産業廃棄物の発生・排出抑制
	II リサイクルの推進
	III 適正処理の推進

▼目標

- I 排出量・最終処分率の削減（平成32年度において）
 - ・排出量を平成25年度実績以下に抑制
 - ・排出量に対して最終処分率を2%以下に削減
- II 再生利用率の向上（平成32年度において）
 - ・排出量に対して再生利用率を49%以上に増加
- III 適正処理に向けた情報の公開・発信の充実
 - ・産業廃棄物、優良な処理事業者及び不適正処理事案などに関する情報の公開・発信システムの充実

○目標の達成状況	目標値 (R2)	H20	H25	H30	進捗状況
排出量（千トン）	1,543.6以下	1,605.2	1,543.6	評価中	評価中
最終処分率（%）	2%以下	2.3	2.5	評価中	評価中
再生利用率（%）	49%以上	41.6	44.9	評価中	評価中

※計画改訂により取り組みの目標を見直したため、基準値を平成25年度実績としている。
 ※排出量の実態調査は5年に一回。

■目標の達成状況

<実績報告>

コメント：目標値の達成状況及び取り組み施策の効果を含め判断する。
 施策の効果を検討するとC以上の評価となる予定。

目標の達成状況や具体的な取組の実施状況等から総合的に判断して評価

(A：順調に進捗 B：概ね順調に進捗 C：あまり進捗していない D：進捗していない)

C

▼現行計画の取組状況

I 産業廃棄物の発生・排出抑制

廃棄物の発生・排出抑制には多量排出事業者の協力が不可欠のため、立入件数を増やし、適正処理に関する指導・助言に努めました。また、効率的な発生・排出量の削減を目指し、特に排出量の多い廃棄物（種類）・業種を対象とした指導等を行いました。

- 多量排出事業者への指導・助言 立入件数 32件
- 排出量の多い廃棄物（種類）、業種を対象とした指導・助言
- 排出抑制に向けた、再生利用に関する啓発・指導の充実

Ⅱ リサイクルの推進

再生利用に関する啓発・指導を充実させるため、事業所・産業廃棄物関連施設等への立入りを行い、産業廃棄物の排出状況に合わせた指導・助言を行ってきました。

また、建設リサイクル法、自動車リサイクル法などの各種リサイクル法などの運用を徹底させるため、関係機関と合同でパトロール等を実施し、排出事業者などに対し、各種リサイクル法を遵守した適正処理を促しました。

- 資源循環を目指した処理体制の確立 排出事業者への指導・啓発 592件
- 各種リサイクル法などに基づく適正処理の推進
- 静脈産業（産業廃棄物の再資源化などを担う産業）の育成

Ⅲ 適正処理の推進

不法投棄などの不適正処理を行った事業者に対して、厳正な対応を行いました。併せて不適正事案管理機能システムを構築・運用し、不適正事案に迅速かつ効率的に対応できる体制の強化を図りました。また、愛知県産業廃棄物協会・地元自治会と連携し、不法投棄多発箇所における不法投棄物の撤去を行うなど、円滑な産業廃棄物の処理体制の構築に取り組んできました。

- 優良な処理業者の育成及び優良事業者の認定制度の周知
- 不適正処理事案への厳正な対応 行政指導・行政処分 18件
- 産業廃棄物の処理に関する連携の強化

▼主な課題

- ・ 多量排出事業者に対する排出抑制に向けた指導・助言の強化
実態調査の結果からも示されるように、産業廃棄物量の排出量の削減については、これまでの取り組みにより一定の効果がありましたが、最終処分量の削減は目標達成のため更なる取り組みが必要な状況にあります。今後も、最終処分量の削減に向け、産業廃棄物の全排出量の4割を占める多量排出事業者に向けた指導・助言を強化する必要があります。
- ・ 再生利用率の向上
燃え殻、木くずなどの再生利用量の増加により再生利用率は増加しました。しかしながら、更なるリサイクルの推進を図るため、排出事業者に対する指導・助言を充実させ、再生利用率の向上を目指す必要があります。
- ・ 適切なリサイクル体制の確立
リサイクルを推進するためには、産業廃棄物の処理体制を確保するだけでなく、再生利用品の需要を確保するなど、適切なリサイクル体制を確立する必要があります。
- ・ 災害時における産業廃棄物の適正処理
近年では、全国各地で集中豪雨や台風などの風水害が発生しており、本市においても大きな被害を受けております。このような災害時においても、円滑な産業廃棄物の処理が行えるよう、処理体制の充実を図る必要があります。
- ・ 不法投棄対策の強化
不法投棄などの不適正処理は、周辺地域の生活環境保全上の支障や廃棄物処理に対する住民の不信感を生じさせることから、今後も監視・指導の徹底に努めるとともに、新たに構築した「不適正事案管理機能システム」を有効活用し、効率的且つ効果的な適正処理に向けた取り組みを進める必要があります。

■次期計画に向けた方向性

環境に関わる法規制は、年々強化されており、事業者、市民、市のそれぞれが循環型社会の構築に向けて、役割を果たし、相互に連携して産業廃棄物の適正処理に取り組む必要があります。そのため、国が推進する持続可能な開発目標（SDGs）においてターゲットとされている「廃棄物の発生を減らす」を第一目標とし、施策の充実を図ります。特に、全国トップクラスである農業振興地の特性を考慮し、多量排出事業者となる畜産業者に対し、たい肥化等の徹底による廃棄物の減容化やふん尿の適正処理に向けた指導・啓発を行います。

また、喫緊の課題であるPCB廃棄物の期限内処理に向けた啓発を強化します。

3 第2次豊橋市廃棄物総合計画（一般廃棄物処理基本計画）の体系について

豊橋市廃棄物総合計画（平成23年3月策定、平成28年3月改訂 / 計画期間：平成23年度～平成32（令和2）年度）

《基本理念》あなたが主役 ごみゼロとよはし ～循環・安心のまちを目指して～

《基本方針と基本施策》

◎ごみ処理部門

基本方針Ⅰ ごみの発生・排出抑制

目標Ⅰ. ごみ排出量を12%削減（平成21年度比）
⇒市民1人1日当たりの生活系ごみ排出量を10%削減

基本方針Ⅱ リサイクルの推進

目標Ⅱ. リサイクル率を28%に引き上げ

基本方針Ⅲ 環境負荷の少ない廃棄物処理

目標Ⅲ. 最終処分量を30%削減

基本施策Ⅰ ごみ減量の推進

基本施策Ⅱ 資源回収の促進

基本施策Ⅲ 円滑な収集・運搬

基本施策Ⅳ 環境負荷の少ない中間処理

基本施策Ⅴ 安定した最終処分

基本施策Ⅵ 三者の協力・環境への配慮

◎生活排水処理部門

基本方針Ⅳ 適正な水処理の推進

目標Ⅳ 生活排水処理率を94%に引き上げ
⇒合併処理浄化槽人口を56,200人に引き上げ

基本施策 適正な水処理の推進

現行計画の進捗状況を踏まえて整理した課題（重要なもの）

《強化すべき課題》

- ・市民が資源の分別、リサイクルに取り組みやすくなる仕組みづくり
- ・事業系ごみの適正処理、発生抑制、再資源化の徹底
- ・効率的で、環境負荷の少ないごみ処理施設の整備
- ・地域や事業者の取り組みとの連携
- ・合併処理浄化槽への転換の促進

《新たに取り組むべき課題》

- ・使い捨てプラスチックや食品ロスの削減
- ・高齢社会の深刻化に対応する、福祉的要素を含んだごみ処理

現行計画策定以降の国内外等における動向

《国内外の動向》（地域や国の枠を超えたグローバルな視点）

- ・海洋プラスチックごみ問題（海洋汚染、海洋生物への影響）、食品ロス問題への対応
- ・SDGsなど新たな考え方の活用
- ・災害時における迅速な廃棄物処理への備え

《本市における動向》

- ・SDGs未来都市に選定
- ・とよはしプラ530宣言
- ・豊橋市ごみ減量の推進に関する提言

第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定 / 目標年次 令和12年度）

《循環型社会形成のための目標（一般廃棄物関係抜粋 / 基準年：平成12年度）》

- ・一般廃棄物の排出量約3,800万トン
- ・1人1日当たりの家庭系ごみ排出量約440g
- ・最終処分量320万トン
- ・出口側の循環利用率（リサイクル率）約28%

愛知県廃棄物処理計画

第6次豊橋市総合計画・第3次豊橋市環境基本計画

第2次豊橋市廃棄物総合計画（令和3年3月策定（予定） / 計画期間：令和3年度～令和12年度）

《基本方針と基本施策》

◎ごみ処理部門

基本方針Ⅰ ごみの発生・排出抑制

目標Ⅰ. ごみ排出量 〇t（令和元年度比〇%削減）
⇒市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 〇g（令和元年度比〇%削減）

基本方針Ⅱ リサイクルの推進

目標Ⅱ. リサイクル率 〇%（令和元年度比〇ポイント増加）

基本方針Ⅲ 持続可能なごみ処理の推進

目標Ⅲ. 最終処分量 〇t（令和元年度比〇%削減）

基本施策Ⅰ ごみ減量の推進

基本施策Ⅱ 資源化の促進

基本施策Ⅲ 安定的なごみ処理

基本施策Ⅳ 三者の協力と適正処理の徹底

基本施策Ⅴ 災害廃棄物への即応力

◎生活排水処理部門

基本方針Ⅰ 適正な水処理の推進

目標Ⅰ 生活排水処理率 〇%
⇒合併処理浄化槽人口 〇人

基本施策Ⅰ 適正な水処理の推進

3 第2次豊橋市廃棄物総合計画（産業廃棄物処理基本計画）の体系について

豊橋市廃棄物総合計画（平成23年3月策定、平成28年3月改訂 / 計画期間：平成23年度～平成32（令和2）年度）

《基本理念》あなたが主役 ごみゼロとよはし ～循環・安心のまちを目指して～

《基本方針と基本施策》

基本方針Ⅰ 産業廃棄物の発生・排出抑制

目標Ⅰ. 排出量・最終処分率の削減（平成32年度において）

- ・排出量を平成25年度実績以下に抑制
- ・排出量に対して最終処分率を2%以下に削減

基本方針Ⅱ リサイクルの推進

目標Ⅱ. 再生利用率の向上（平成32年度において）

- ・排出量に対して再生利用率を49%以上に増加

基本方針Ⅲ 適正処理の推進

目標Ⅲ. 適正処理に向けた情報の公開・発信の充実

- ・産業廃棄物、優良な処理事業者及び不適正処理事案などに関する情報の公開・発信システムの充実

基本施策Ⅰ 産業廃棄物の発生・排出抑制の促進

基本施策Ⅱ 循環的利用の促進

基本施策Ⅲ 適正処理、情報の公開・発信、処理体制の充実

現行計画の進捗状況を踏まえて整理した課題（重要なもの）

《強化すべき課題》

- ・多量排出事業者に対する排出抑制に向けた指導・助言の強化
- ・事業系ごみの適正処理、発生抑制、再資源化の徹底
- ・再生利用率の向上
- ・適切なリサイクル体制の確立
- ・不法投棄対策の強化

《新たに取り組むべき課題》

- ・地域内における資源の循環利用の促進
- ・輸出不能となった廃プラスチック類の適正処理

現行計画策定以降の国内外等における動向

《国内外の動向》（地域や国の枠を超えたグローバルな視点）

- ・SDGsなど新たな考え方の活用
- ・災害時における迅速な廃棄物処理への備え
- ・PCB廃棄物の期限内処理への対応
- ・水銀廃棄物の適正処理への対応

《本市における動向》

- ・SDGs未来都市に選定
- ・多量排出事業者への指導・助言
- ・休日・夜間におけるパトロールの実施

- 第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定 / 目標年次 令和12年度）
- 廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年1月21日/環境省告示第7号）
- 愛知県廃棄物処理計画（平成28年度策定・目標年次/ 令和3年度）
- 第6次豊橋市総合計画 ●第3次豊橋市環境基本計画

第2次豊橋市廃棄物総合計画（令和3年3月策定（予定） / 計画期間：令和3年度～令和12年度）

《基本方針と基本施策》

基本方針Ⅰ 産業廃棄物の発生・排出抑制

目標Ⅰ. 排出量・最終処分率の削減（令和12年度において）

- ・排出量を平成30年度実績に対し、増加を〇%に抑制
- ・最終処分量を平成30年度に対し〇%削減

基本方針Ⅱ リサイクルの推進

目標Ⅱ. 再生利用率の向上（令和12年度において）

- ・再生利用率を平成30年度の約〇%から〇%に増加

基本方針Ⅲ 適正処理の推進

目標Ⅲ. 適正処理に向けた情報の公開・発信の充実

- ・災害時における廃棄物処理の対応スキームの確立

基本施策Ⅰ 産業廃棄物の発生・排出抑制の促進

基本施策Ⅱ 循環的利用の促進

基本施策Ⅲ 効果的な適正処理の啓発
災害廃棄物処理の適正処理体制の確保